

平成19年9月7日

会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成19年9月7日
開会 13時30分 閉会 15時14分
- 2 場 所 役場5階会議室
- 3 出席委員 7名
委員長 中野敏勝
委 員 杉山晴夫 藤原 孟 増田武夫 牧野茂敏
永井繁樹 杉坂達男
議 長 古川 稔
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍 聴 者 中橋友子 谷口和弥 堀川貴庸 野原恵子 乾 邦廣
助川順一 千葉幹雄
- 6 事 務 局 局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 国安弘昭
- 7 審査事件 請願第1号 「後期高齢者医療制度並びに70才～74才の医療費2倍化（2割負担）の改善を求める意見書」の提出を求める請願書
陳情第6号 身体障害者福祉に関する陳情書
陳情第7号 生活保護、児童扶養手当などの福祉切り下げの中止と改善に関する陳情書
幕別町保育所民営化計画について
閉会中の継続調査項目の決定について
- 8 説 明 員 民生部長 新屋敷清志 福祉課長 米川伸宣
児童福祉係長 亀田貴仁
- 9 審査結果 別 紙
- 10 審査内容 別 紙

委員長 中 野 敏 勝

◇審議内容

(13:29 開会)

○委員長(中野敏勝) ただいまから、民生常任委員会を開催いたします。

本日の委員会は、お手元に配布の議案書により進めます。

これより審査に入ります。

請願第1号、後期高齢者医療制度並びに、70才から74才の医療費2倍化(2割負担)の改善を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

お諮りいたします。本請願の紹介議員がこられておりますので請願の趣旨に説明を受けたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(中野敏勝) 異議がありませんので紹介議員に説明を求めます。

紹介議員は説明席にどうぞ。

(紹介議員着席)

○委員長(中野敏勝) それでは説明をお願いいたします。

中橋友子議員。

○紹介議員(中橋友子) それでは紹介議員として説明をさせていただきます。

後期高齢者医療制度並びに、70才から74才の医療費2倍化の改善を求める意見書の提出を求める請願書ですが、ここに請願趣旨として、文章として何点か書かれておりますが、この制度は昨年の6月に医療制度改革関連法の設立によりまして、スタートされる後期高齢者医療制度ということになります。

すでに皆さんご承知の通り、この制度は、現在国民健康保険であるとか、あるいは組合保険であるとか、さらに政府関係保険、それぞれ加入されておりますけども、この保険から、来年の4月には全員が脱退をいたしまして、新しく作られる、後期高齢者医療制度というこの保険に加入することになります。

これは、これまでは、老人健康保険、75才以上の対象の方たちが、これらの保険に入っても現在この対象になっていたわけですが、来年からスタートする、後期高齢者医療制度は老人健康保険の対象にはならないということになっております。

問題となります、この制度の、私たちは大きく3点の問題があるというふうに思っているのですが、一つは、保険料の問題であります。全体の医療費の一割が高齢者負担という位置づけで、厚労省が試算をだしてございまして、医療費の一割でありますから、そこそこの都道府県単位で実施、これは都道府県単位で実施ということになってございまして、都道府県の医療費の総額によって保険料が変わってくるという仕組みであります。

したがって、病床数の多い北海道は他府県から比べて、保険料が高い。厚労省は全国の平均が今、7万5千円というふうに言っておりますけども、北海道の保険料は、8万4千円というふうに聞いております。したがって、月額平均保険料は約7千円ということになります。

この文章に書いてありますように、これは年金から天引きをすると、これまででないことではあります、今介護保険で、約三千円がしかの負担を皆さんされているわけですが、この保険の導入によりまして、合計額で、トータル1万円というように試算されているところではあります。

線引きされるのは、年間の年金額の18万を超える人たちから天引きとなる。それ以下の人たちと

いうのは、それぞれが、個人的に納付をするという形になります。

この中で問題とすることは、保険料負担が1万円となることとあわせて、全員加入でありますから、これまでたとえばサラリーマンの方であれば、家族の扶養になっていらっしゃる方も、高齢者の中には多いと思うのですが、この人たちも全員脱会して、そして個人的に負担をしていくと。全体では2割近くにのぼるといわれていますが、そういう状況が見えております。

従いまして、この保険料に対する負担の重さ、今の高齢者の全体が年金額月額10万円以下というのが4割といわれている状況の中で、こういった負担が大変重いものになっていくので、この点でも改善が必要ということがひとつあります。

それから2点目ではありますが、この保険証の問題が4行目に書かれております。滞納した場合の保険証。この保険証につきましてはすでに国民健康保険制度の中で導入されておまして、様々な保険証が手に入らないということで、全国的に命が絶たれてしまうという問題がありますが、これまでは、高齢者、75才以上の方、あるいは障害者、あるいは被爆者、こういう方たちが、この適用から除外されておりました。ですから、命を守るというそういう視点から全員給付というふうになっていたわけですが、この高齢者医療制度の導入によりまして、これも現在の国保制度と同じように滞納があった場合には保険証ではなくて、資格証明書に代えるということになりますから、お金のない人は、保険証がもらえなくて、病院も払えないと。結局年金から天引きされる方が8割ですから、ここから滞納が考えられませんか。残る2割の人たち、先ほども申しましたように、年金額では年額18万円以下というところがありますから、たとえ少額であっても滞納の危険性は大変大きい、暮らしの状況からいって、そういうところに保険証が渡されないと言うことは問題であるということから、従来どおり75才以上、障害者やあるいは被爆者と同じような支給対象にすべきだということになります。それから、次にここにありますように診療報酬に関わりまして必要な医療が受けられなくなる、結局、高齢者の診療報酬につきましては、現役世代から切り離して、別建てにするということになります。

この詳細については、まだ明確な政省令は出されていないということではありますが、方針として定額制を導入するということはすでに国会の審議の中で打ち出されております。

どういうことかといいますと、つまり政府は今、この制度そのものは、全体の医療費を削減しようということでスタートしておりますので、75才以上の方たちの病院にかかる、あるいは入院をするということを極力少なくしようと。ですから在宅支援というような形になってきているのですが、この診療報酬につきましては、言葉としては、高齢者の心身の特性等にふさわしい診療報酬というようなことではありますが、結局、高齢者の方は、たくさんの病院を、たとえば内科にもかかり、整形にもかかり、眼科にもかかるというような方たちが多いのですが、これの利用できる保険の使える枠というのを一定の程度のところで制限をする。それ以上超えると全額負担というような意味で定額制包括者というふうにいわれております。そういうことあります。従いまして、この後期高齢者医療制度につきましては、今、説明させていただいたように、保険料が高いこと、保険証が無条件で交付されなくなること、そして定額制が導入されることということで、大変な問題だと、従いまして、ここでは、一時凍結をして、この内容の改善をしてほしいという請願項目の1項目目ではありますが、そういう背景がございます。一時の凍結ということにつきましても、介護保険の導入のときがそうだったんですね。実施期間が遅らされたという、そういう経過もございまして、ここでは、来年の4月スタートということだけを先に走らせるのではなくて、十分な実情にあった改善を図って、そして、一人も病院にかかれないというような、経済的な理由でかかれないというような

状況を作らせないという思いがこの請願者の願意であろうというふうに思います。

次、請願項目の2点目、70才から74才の医療費の2倍化を止めること。請願趣旨の中でも、課題に書かれておりますが、これは、すでにこのことも昨年の6月に、この医療制度改革関連法の中で定められまして、来年の4月から70才から74才までの方は、現在の1割負担から、2割負担ということになっています。同時に患者負担の上限額というのも今、定められておりますが、これも変更されまして、通院の場合、現在は、上限額が1万2千円に定められておりますが、これがちょうど2倍の2万4千円、入院の場合は、上限が4万4千4百円と定められておりますが、これも6万2千円というふうに上限の引き上げが決められております。こういうことでありますから、これも今年金など本当に上がっていかない、むしろ下がっていくという中で、医療費が倍額、それ以上になるということについては、先ほども申しましたように、高齢者の受けた医療を保障することができなくのではないかということで、この中止を求めているものと思います。

それから3点目の医療に使う国の予算を増やして、高齢者、国民が安心して医療を受けられるようにすること、というふうに述べられております。現在、2005年の医療給費を見ますと、総額で56兆円、国はこれを48兆円に減らしたいということで、この制度を提案してきてるわけですが、07年度、今年度の医療費の国の予算は8兆4千2百85億円ということであります。全体の3.3%ですか、そういう状況にあります。これは、どこまで増やせばいいのかというようなことにつきましては、国の制度でありますから、この国はその国民に対して、予算で医療をどこまで保障していくかという国の政策になってこようかと思っております。でありますから、当然、外国の医療制度がどうであるかということ、比較せざるを得ないのですが、ここでは、GNP対して、日本の医療の負担というのがどうなのかというふうに調べますと、ほとんど先進国の中では、日本の割合は少なくてアメリカや、ドイツ、フランス、カナダといろいろありますが、日本は大体こういう中でも大変低い状況にありまして、GNPに対するアメリカの医療費と比較しますと、15.3%のアメリカに対して、日本は8.0%、ドイツは10.9、フランス10.5とあるのですが、そういうふうに見ますと、日本の国民にかけている医療費は全体としては少額であるというふうに押さえまして、こういう観点からもっともっと無駄を省いて長い間ご苦労をされてきた高齢者に対して安心して医療が受けられる仕組みに予算を使うことができるのではないかという思いで、この3点目が請願項目としてあげられているというふうに押さえております。

以上、私からの説明であります。どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（中野敏勝） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

永井委員。

○委員（永井繁樹） 今の請願項目の3点についての説明で意図とするところは解ったんですが、その他にですね、保険料が今の方向性で行けば自動的に引き上がっていくような仕組みとなってますよね。それと、たとえば、保険減免がですね独自に行えないという、そういう方向性にもなっていると。さらには、中橋議員は広域連合に関わってらっしゃるからお分かりだと思うのですが、その広域連合のあり方について触れられていないという、広域連合の位置というののもかなり重要な位置になってくるはずなんです。北海道にとってはですね。

ですから、そういったところで、道民の意見がきちっと組み込まれるような組織体になっているのかということ、独自の予算というのはほとんど一般財源には無いはずですから、そこにくる色々な不都合が当然、発生してくるですけどもね。それらについては、一切今回触れられていないので

すけど、私は触れるべきだと思うのですけど。少し不足しているのです。どうですか。

○委員長（中野敏勝） 中橋議員。

○紹介議員（中橋友子） 性格の違う議会なものですから、説明することがどうかなというような思いもありまして、ご質問いただきましたので、お答えさせていただきたいと思うのですが、永井委員がおっしゃるように保険料の自動的引き上げというのは、当然そのようになっておまして、2年後との改正ということになっているんですね。これはもう決まっていますので、本当にどんどん引きあがっていくのだろうというふうに思っています。

今1割が負担といわれていますけども、すでにスタートはしていないのですが、平成25年ですか、このときには20%まではいきませんが、それに近い試算も出ている状況にあります。それと、広域連合の不自由さというか、結局、今までの国民健康保険などは直接、町ということもありますが、自治体が直接やるという仕組みと、今度のように新たな自治体を独立して誕生させて、そして、北海道は対象が63万人の75才以上、63万人といわれますけどね、これを包括してやるということ是非常に困難ことであろうというふうに私も思います。それでですね、ご質問ありました、道民的な議論ということにつきましては、実は8月の7日にすでに第1回の議会がありまして、このときに私も求めてきたところなのですが、今のところ、北海道の中で、道民議論というのはスタートしていないんですよ。他の広域連合、他府県、東京であるとか、茨城であるとか、そういうところを見ますと、すでに7月の段階から県民議論がスタートされているんです。私はやはり一番対象となる方たちの意見がひとつも入らないで制度がスタートしていくということは、本当に民主的な行政というふうに言えないというふうに思いまして、このことは求めまして、運営協議会であるとか、あるいは、連合としての全道の医療関係の代表者であるとか、被保険者の代表であるとか、老人クラブの方であるとか、そういう方たちと、懇話会を持ってその意見をくみ上げていく計画であるというようなことは言うておりましたが、それだけで、網羅できるというふうには思っておりませんので、どんどんこれからも求めていかなければならないと思っております。

それから、一般財源がないというのは、これもその通りで、今年度の予算枠14億の予算でスタートしているのですけども、これはもともと人件費なんですね。14億の内訳を見ますと、電算システムで各自治体と連合と連携を持って、連合の方で保険料の定めだとかあるいは各個人の情報を全部、連合の方に集まるような仕組みに作って、そこで保険料を定めていくというふうなことがあるものですから、そういう電算システムの予算にほとんどつぎ込まれておまして、一般の財源は無いですし、減免というところにも目が向いていないというのが実情であります。

しかしこれも、他府県の状況を聞きますと、既に減免制度を打ち出している、正確な数字は出ておりませんが、打ち出している他府県の状況もありますので、この点もきちっと要望していこうというふうには思っております。

仕組みとしては、非常に、請願に係ってご質問いただいたのでお答えさせていただきましたが、なかなか、説明できる立場ではなくて、どういう形で、お話することがいいのか、ここに書かなかったのは別な自治体であるということから、あくまでも、幕別町と厚労省との関係、ここでは関係機関、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に出してくれということでありましたので、そういう趣旨で1回目の説明はさせていただいたところです。

以上であります。

○委員長（中野敏勝） 他に質疑ございませんでしょうか。

質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

紹介議員は傍聴席にお戻りください。

それでは本提案に対する各委員のご意見をお伺いします。

増田委員。

○委員（増田武夫） 今、請願趣旨の説明でも詳しく述べていただいたところでもありますけども、本町の高齢者の置かれている状況を見ましても、先の議会でも示されましたように、年金の額にいたしましても、非常貧しい状況があります。そうした中で、年金が年々下がるというような傾向がある中で、これからも、この後期高齢者に限らず、負担が増えていくという状況があります。

そうした厳しい高齢者の方々の現状を反映した請願ではないかというふうに思います。

やはり、もっと高齢者の実情を配慮した医療制度にしていくべきだと、そういう考えからは是非この請願は採択して、高齢者の方々の願いに答えるべきだとそのように思います。

○委員長（中野敏勝） その他ございますか。

藤原委員。

○委員（藤原 孟） この採択の案件につきまして、私の意見を述べさせていただきます。

非常に個人事業者、また、公共事業を主体とした多くの作業員たち、そういう人達が今、これから、70才を迎えるという厳しい、それほど厳しい人生をををしていると思います。その中で医療を十分に日本で受けられないということになるということは、非常に、私は心配どころか、この法律が本当に通されていていいものなのかということをおもいます。

ただ、まだまだ、この法律に関して議論を交わすべきではないかということで、思いますので、採択する意見ということよりも、またこの委員会を含めて、もう少し勉強会を重ね、その中でより良い答えを求めるときではないかと思っています。

よろしくお願いたします。

○委員長（中野敏勝） その他ございませんか。

牧野委員。

○委員（牧野茂敏） この請願項目の一番目といいますか、新たな後期医療制度を一時凍結となっておりますけども、確かに先ほど説明にもありましたけど、このまま走られると、かなり問題があるなという気が私もしています。

一度見直しをしながら、新たなスタートをさせていただくのが、私は一番いいのかなと、そんな気もいたしております。

いま藤原委員の方からもう少し内容をということも、私も勉強してみたいですし、そういった方向で、採択、不採択別として、もう一度やっていただきたいと思います。

資料提供を求めながら進めていただきたいと思います。

○委員長（中野敏勝） その他ございませんか。

杉坂委員。

○委員（杉坂達男） 今の牧野委員の意見に同じなんですけども、私はいってみれば新しい自治体といいますか議会を作ったというところにポイントを置いて考えて見たいと思っているわけですが、これは、それぞれの地域から集まった議員の人達、いってみればそれぞれの各市町村の集まりが更に集まっているというような形で議会が作られました。この議会に私は大きく期待をしているところがあります。地域ごとの問題というのが、そこで整理統合されて一つの問題として申し上げられるということになるわけですし、我々の議会としてはそこに依存する場合もでてくると思います。

したがって、そういう中での議論が我々の議会のいわゆる組合の中でどんなふうにかされていくのかということについては大いに意義の深いことだと私は思っておりますし、先に申し上げましたようにこの新しい議会が我々地方議会に大きく貢献されることだと、私は考えておりますから、それらの議論をいろいろと待ちたいと思います。

○委員長（中野敏勝） 杉山議員。

○副委員長（杉山晴夫） 願意は十分理解できます。ただ先ほどから話も出てるように、内容等について私ども十分熟知しておりませんので、もう少し猶予期間を与えていただいて、勉強させていただいてから発言をしたいと考えておりますので、今日この場での採択不採択は尚早ではないかというふうに思うので、継続審議ということをお願いできないかというような考えを持っております。

○委員長（中野敏勝） 増田委員。

○委員（増田武夫） もう少し勉強してからという、そういうお考えも理解できないわけではないんですが、なにせ来年の4月からスタートするという、そういう緊急を要する問題でもありますし、また、確かに後期高齢者の広域連合の自体の対応もこれから問題にはなっていくとは思いますが、ここで、内閣それから政府にこの要望しているその内容というものは、法律で縛られた内容のもの、例えば、高齢者から資格者証に、滞納者から保険証を取り上げるという問題でありますとか、診療報酬により十分な医療が受けられない内容になっているとか、こういうものは公的な処理を一時凍結してでも、法的な処置をしっかりと取らないと改善されていかない、広域連合の議会ではいかんともしがたい内容なわけですね。そういうことはなるべく早く政府に伝えていく必要性もあるのではないかというふうに思うのですよね。ただ、これから継続審議にするにしましても、今定例会にきちっと結論を出すような方向で是非いただきたなというふうに思います。

○委員長（中野敏勝） 永井委員。

○委員（永井繁樹） この医療費適正化の標的になっているのが、今回の原則75才以上ですね、法的になっているということで、政府の手はかなり極端な形で出てきているのですが、出された請願の趣旨もわかりましたし、説明もわかったのですが、それを受けてですね、この委員会がいろんな情報を肉付けした上で、どう分析して判断するかということが大事ですから、当然今日出てきたものが今日ですねすなりといく形には私はならないと思う。これだけの問題ですから、当然、委員会独自の皆さんの、各委員の持っている情報ですとかですね、そういったものを全てこの委員会を出し合って、先ほど受けた説明の他に、まだ細かい点かなりありますから、それらも全部含めてですね、できるならば先ほどだされたように、今定例中の中でですね、まとめられるものならまとめていくような方向で委員に取り組んだほうが私もいいと思います。

○委員長（中野敏勝） 本件についてはですね、継続審査との意見が多いわけですが、会期中の継続審査ということでよろしいでしょうか。

（はいの声あり）

○委員長（中野敏勝） 異議が無いようですので、会期中の継続審査といたします。

次に陳情第6号、身体障害者福祉に関する陳情を議題といたします。

本陳情については、各委員のご意見をお聞きしたいと思います。

ご意見のある方は挙手をお願いします。

ご意見ございませんか。

増田委員。

○委員（増田武夫） 内容を読ませていただきました。障害者の方々の願いは当然の願いであろう

と、この願いはやはり議会としてはきちんと受け止めていくべきではないかと、そう思いまして、この陳情には賛成したいと思います。

○委員長（中野敏勝） その他ご意見ございませんでしょうか。

永井委員。

○委員（永井繁樹） 趣旨の中で、2項目目にガス代ありますね、それと電気代も含まれていますけど、これは民間企業への減免を陳情する形になってはいますが、先進事例になると水道は当然これ行政の企業会計でやっていますからね、対象になるのはいいんですけど、そういった減免ができる可能性があるといいながらも、民間業者に対するということが、今までの中で減免対象ということがなかなか、例が無かったものですから、これを審査するときにはですね、この辺もちょっと情報なりいろんな先進地事例を若干これ調査しないとですね、ここは安易に私は判断できないのではないかと思います。ですからこの願意を十分踏まえたうえでとしても、このところだけはですね、少しこの委員会では調査をすべきではないかと思います。

○委員長（中野敏勝） その他意見ございますか。

○委員（牧野茂敏） 私も、永井委員と同じ意見なんですけども、全国的に、全国の自治体の中で行われているというようにお話が書いてありますけども、実際どのような例が行われているのか、そして、今お話がありましたように、相手が民間が多いわけですから、ちょっとわかりかねるといのが実情であります。これも然るべき資料等を提供いただければ、もう少し、どうしたらいいのかなというお話になると思うんです。

○委員長（中野敏勝） その他ございませんでしょうか。

杉山委員。

○委員（杉山晴夫） 先ほどから意見が出てるように、相手はやはり民間の、水道については町でやっているの、これは町で考えればいいのですが、相手が民間なためにですね、やはりある程度、この制度、どんなふうになっているのかですね、ちょっと難しいと思うんでよ、それと平成4年に制定されたガス事業法に基づきうんぬんというのがござますが、これは事業法の17条の7項の規定です、家庭用と選択されたものの暖房とかそういう特定のあれに減免の措置があるようございます。私が調べたところですね。だから一般的にはちょっとあたらないのではないかと思います。そんなこともよく調査しての上でないと審議ができないと思いますけどね。

○委員長（中野敏勝） その他ございますか。

増田委員。

○委員（増田武夫） 今出されたようないろいろな問題もあると思うので、意見書にして出す際にはね、その辺のところを良く精査して、この願意にそのような形で意見書を作ってやる方がいいのではないかと思います。

そうした点でどういうものにしていくか、もっと研究しようという意味での継続というんですか、そういうものは差し支えないと思うのですが、こうした、陳情の趣旨に沿うような、可能な意見書を我々各自が作成するという、そういうことで、この委員会が動けば十分、そうした点では、どういふものを意見書に、この願意をね、受け止めてどういふ研究をしていくかというのは、これから委員会の仕事だというふうに思うんですけど。

○委員長（中野敏勝） 藤原委員。

○委員（藤原 孟） あまり縛られて方向でいくことはならないと私は思います。ただ、特にこの3番目の上下水道、非常に節約を重ねて慎ましく生きていく人達もいます。それに対して、基

本料金を下回る生活をしている方々に減免ということはそれはあってもいいのかも知れませんが、方向性を定められることがなければ当然思っております、審議を重ねるということで、ひとつよろしくをお願いします。

○委員長（中野敏勝） いろいろな情報を受けながら、あるいは調査をしながらということで、意見が多いようですので、この件についても継続審査という形でよろしいでしょうか。

（はいの声あり）

○委員長（中野敏勝） 次に陳情第7号、生活保護、児童扶養手当などの福祉切り下げの中止と改善に関する陳情を議題といたします。

本陳情については、各委員のご意見をお聞きしたいと思います。

ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

意見ございませんでしょうか。

増田委員。

○委員（増田武夫） これについても、今非常に厳しい生活実態を反映した陳情だというふうに考えます。採択すべきだと思います。

○委員長（中野敏勝） 永井委員。

○委員（永井繁樹） 今意見のときですね。採択不採択の表明はあまりしないほうがいいのですが、過去の事例を見ますと、14年にですね、児童扶養手当制度の改善を求める意見書というのでしています。そのときは、いろんな審議の中でですね、この児童扶養手当については採択をしてくれています。その趣旨からするとですね、それと大きく外れることはたぶん無いと思うのですが、ただこの生活保護というのはですね、今回初めてだと思うのです。私の記憶では近年ないと思います。

それでいろんな法的な中での陳情項目がかなり出てきています。このでてきた文章を読んでですね、この文章からただ判断して、採択不採択なんていうことには本来ならないんですね、これを受けて我々はやっぱり調査すべきところは、きちっと調査をして、そこでこの陳情がいいのかそうでないのかというのを判断しなければいけないですから、やはり、新しい内容の陳情項目が出ている以上はですね、これについては更に細かく私たちは研究する必要があるだろうと思います。

ですから、特に生活保護の問題点というのは多々ありますから、当然、この陳情者の願意に沿ったものは理解できるものは多分にあるのですが、そこをさらに私たちでもう一歩進んだ中でですね、状況を色々調査して一つの結論を出すというのが本来の委員会のあり方だと思いますから、ここでは多分それだけの情報を持ち合わせていないと思うのですよね。ですから私は各委員が次回開催までにですね、いろんな情報を集めて責任を持ってですねこの審議にあたる、そういうふうにしたほうがいいのではないのでしょうか。

○委員長（中野敏勝） その他ご意見ございませんでしょうか。

この件についてもですね、継続審査という意見が多いのですが、会期中の継続審査ということでもよろしいでしょうか。

杉坂委員。

○委員（杉坂達男） この問題を性急に会期中で調査するについては、少し問題を薄く見ることになりはしないか。ということはこれらの問題はやっぱり、これまでの経過もあるわけですし、今国あるいは我が町のこともあるわけですし、また、地方のいろんなこともあります。これを会期中という期間の中で調べ上げて、一つのものにまとめ上げるということについてはですね、私は、我々としては責任を希薄にしてはいなか、というふうに思います。

結論から言えばもっと長い期間をかけて、ちゃんと研究するべきでないかという意味合いです。

○委員長（中野敏勝） 増田委員。

○委員（増田武夫） 採択、不採択と最初にいったのはちょっとあれだったんですが、この一つ一つの内容を、やはりここで精査すれば、本当にそう長い時間かける問題ではない内容ではないのではないかという気もするんですね。だから、この一つ一つ言われていることが長い間、期間かけなければ判断できないような性質の陳情ではないような気もするんです。

先ほどの二つのあれも、継続になっていましたので、あれですので、中身についても一つ一つ精査していけば、そう問題のある中身ではないのではという気もするので、できればこの会期中にいていただきたいなと思います。

○委員長（中野敏勝） 杉坂委員。

○委員（杉坂達男） 基本的はまったくその通りなんですけど、私が言っているのは、これまで先ほど意見がありましたけども、こういう経過があったというようなことを聞きました。

私は初めて聞いたわけですから、その辺の認識は不足しているわけですけども、会期中に整理をするということについての責任というものは、もちろん委員会にあるわけですから、この前段で私もは、どういうことがあったのか、ちょっと認識がなかったもんで、そんな意味合いの発言をしましたけども、当然のことながら、会期中に始末がつかなければ継続ということもありうるわけですから今後については理解をしています。

○委員長（中野敏勝） その他ありませんか。

無ければですね、この件についても会期中の継続審査ということで進めていきたいと思っています。よろしでしょうか。

（はいの声あり）

○委員長（中野敏勝） この際、14時30分まで休憩を取りたいと思います。

（14：15 休憩）

（14：30 再開）

○委員長（中野敏勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、次にその他にはあります。

町立保育所民営化計画についてであります。このことについて民生部より報告があるとのことでありますので、説明員、よろしくお願ひします。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 本日定例会でご出席いただきましてありがとうございます。また、先ほどからお疲れのところ貴重なお時間を頂きまして、お話をさせていただくことお許しいただきたいと思っています。

町立保育所の民営化計画の案についてのご説明をさせていただきたいと思っています。

委員の皆様はご承知のとおり、平成18年の2月に指定管理者制度導入に関する基本方針を定めております。

その後、平成19年の6月、本年6月にこの基本方針の一部変更が行われまして、現在に至っているところであります。

また、平成18年の10月には第3次幕別町行政改革大綱を策定しております。これらの中におきまして、民間事業者の優れた経営ノウハウや活力を活用し、指定管理者制度を導入するなど、民間委託等を推進していくとされたところでもあります。

このようなことから、町立認可保育所におきましても、指定管理者制度を導入するというところで、民間事業者の力をお貸しいただきたいと考えているところであります。

詳細につきましては、お配りいたしました、幕別町立保育所民営化計画案に、第1次となっておりますけれども、これは平成19年度から平成23年度までの5ヵ年の計画としておりますけれども、この案に基づき米川課長、隣には亀田児童福祉係長の方からそれぞれ細部について説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（中野敏勝） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宣） 幕別町立保育所民営化計画の案について、ご説明を申し上げます。

まず本計画策定の趣旨についてであります。平成18年2月に策定されました、指定管理者制度導入に関する基本方針に基づき、多様化する住民ニーズに対して、より効果的、効率的に対応するため民間事業者の優れた経営ノウハウを活用し、住民サービスの向上を図るというものであります。

また、平成18年10月に策定されました、第3次行政改革大綱の策定の背景には、地方自治体の行政運営を取り巻く地方分権改革や三位一体改革などの環境の変化がありまして、国と地方の関係、公と民の関係が大きく変化している中で様々な行政課題に柔軟に対応していくことが求められています。このような状況の中で、公の施設の管理のあり方を検証し、サービスの低下を招かないよう配慮した上で、積極的な民間委託等を推進し、保育サービスを含めた子育て支援施策拡充のために、幕別町立保育所民営化計画を策定するものであります。

2番目には、町立保育所の施設の状況について記載しております。

町内には5ヵ所の常設認可保育所と6ヵ所のへき地保育所がございますが、建設年度をご覧頂くとお分かりのように、認可保育所では一番古い中央保育所が築34年、南保育所が築33年、比較的新しい青葉保育所が築28年、北保育所が築25年となっております。今後、施設の改築についても検討していく必要があります。

次に2ページをお開きください。

(2)といたしまして、児童数と保育数の状況を記載しておりますが、認可保育所では、7月1日現在で、450人が入所しておりますが、今年度からさかえ保育所の改築によりまして60人の定員増としておりますので、定員510人に対して、入所率が88,2%となっております。

また、表の右側の欄に保育士数を載せておりますが、プラスかっこ内の数は臨時保育士の人数でありございますが、障害児や乳児の受け入れ状況等により、最低配置基準に加算して配置しております。認可保育所全体ではおよそ現在6割が臨時保育士となっております。

3番目は保育サービスの状況であります。認可保育所におきましては、通常保育の前後に特例保育を行っております。平成18年度からは7時30分から18時30分まで、最大11時間の保育サービスが受けられるようになっております。

3ページにはへき地保育所と子育て支援センターの状況について記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

次に4の町立認可保育所に要する経費についてであります。

認可保育所の運営に要する経費は、保育単価という国の保育所運営費単価が基準となっております。児童一人当たりの保育に必要な経費が年齢ごとに設定され、これを基に国が必要とする保育所運営経費が算出されます。この保育単価には、所長や主任保育士をはじめ、必要な保育士や事務職員、調理員の人件費のほか、食材費や光熱水費、事務費などの経費全て含まれておりまして、地域によっては、寒冷地加算などの経費が加えられます。

定員90人の場合の保育単価の例を申し上げますと、乳児の場合では、月額147,110円、1、2歳児では84,870円、3歳児では38,110円、4、5歳児では31,990円となっております。

これらの保育単価を基に、平成18年度の各認可保育所における月別の入所児童数により、算出した経費の合計が(1)の国補助基準額257,474千円でありまして、この金額から国で定めた保育料額121,312千円を差し引いた額の136,162千円が町の負担分ということになります。

この町の負担分の財源であります。平成15年度までは国が2分の1、道が4分の1、町が4分の1という割合で負担されておりましたが、平成16年度からは公立保育所の運営費補助が国庫負担分と道費負担分が一般財源化されて、廃止された分が地方交付税の基準財政需要額に算入され、普通交付税として市町村に交付されるようになっております。

しかしながら、交付税全体の総額が削減されておりますことから、実質の財源補てんとはなっていないというのが現状であります。

(1)の補助基準額と(2)の決算見込額を比べていただくとお分かりのように、実際の保育所では国の基準により算出した額より多くの費用が必要でありまして、平成18年度の決算見込額は、393,544千円と補助基準額のおよそ1.5倍となっております。157,373千円が町の超過負担となっております。

この歳出決算見込額のうち、正職員と臨時職員を合わせました87.6%が人件費でありまして、超過負担の内訳は主に人件費によるものであります。

一番下の(3)にその内容を記載しておりますが、要因といたしましては、正職員の多くが保育所の建設当時に採用されたため、平均年齢が高く経験豊かな職員が多いという反面、人件費の平均単価が高くなり運営費総額に占める割合が高いという結果をもたらしておりますが、そのほかにも、障害児保育や、乳児保育などの保育サービスに対する保育士の加配による保育コストの負担と町の保育料徴収金額と国で定めた保育料額との差額21,303千円も超過負担には含まれております。

この保育所運営費の具体的な内容につきましては、後ほど資料によりご説明申し上げます。

次に4ページの5、民営化の基本的な考え方についてありますが、この計画の中でも、重要な部分でありますので、読み上げたいと思います。

(1) 施設運営や保育サービスに関して、即応性と柔軟性を持つ民間の経営力や知識、機能を導入し、保育所運営に公、民の競争原理を働かせることにより、町内の保育サービス全体の活性化と資質の向上を図る。

(2) 民営化後においても、特例保育、乳児保育及び障害児保育等の現行保育サービスについて継続実施するとともに、民営化により軽減されたコストを新たな子育て支援施策に展開していくことにより、多様化する住民ニーズに対応する。

(3) 利用者の利便性を高める共に選択肢を広げる。

(4) 次世代育成支援対策施設整備交付金の交付の対象となる施設整備事業では、保育所の設置主体が社会福祉法人等に限定されていることから、移管法人による民設民営の施設整備を推進する。

以上の4点が、基本的な考え方であります。

次に6、町立保育所の今後の方向性についてであります。

(1) といたしまして、札内青葉保育所は指定管理者制度の導入により、公設民営とする方針であります。札内青葉保育所を指定管理者制度の対象とする理由であります。施設の耐用年数に余裕があるということと、他の保育所に比べて広い面積を活用した病後時保育などの特別保育の導入が可能となるからであります。

下の表に用語の説明がありますが、指定管理者制度による公設民営方式では、利用料の徴収を事業者が行うことができると書いてありますが、保育料の決定や入退所の決定など保育に関する指導、監督権は児童福祉法の規定によりまして、市町村の権限となっておりますので、保育料は町が決定し、町の収入となります。

次に、5ページの(2)であります。札内南保育所は、民設民営による施設整備を検討する方針でありまして、隣接地に建て替えようの町有地を保有しておりますので、次世代育成支援対策施設整備交付金を活用するため、移管法人による施設整備を条件とした上で、民営化を検討するという方針であります。

(3)の幕別中央保育所につきましては、わかば幼稚園との認定子ども園制度の導入を視野に入れ、今後の入所利用数の状況等を勘案し教育委員会と協議を進めながら、民営化を検討する方針であります。

(4)の札内さかえ保育所及び札内北保育所は、当面の間は直営保育所として、町が直接管理するという方針であります。

公立保育所には直営だからこそ持てる機能や役割がありますので、他の公立機関との連携を図りながら、地域における子育て支援サービスの拠点施設として、公と民を繋ぐ交流研修や、情報、技術の交換などの役割を果たすことと、民間事業者では対応が困難なニーズに対応するセーフティネットとして位置付けしております。

次に(5)であります。へき地保育所は臨時保育士2名体制で保育を行っておりますので、指定管理者制度を導入してもコスト軽減が見込まれないことなどから、今後とも直営とする方針であります。

(6)の忠類地域のへき地保育所は、現在、運営委員会に運営を委託してありまして、一定の管理経費の節減が図られておりますが、今後の児童数の推移を見ながら指定管理者制度の導入を検討する方針であります。

次に6ページの7、民営化実施の目標年度であります。この計画は本年度から平成23年度までの5ヵ年を第1次計画とし3年ごとに見直しを行いますので、平成21年度中には平成22年から平成26年度までの5ヵ年を計画期間とする第2次の計画を策定いたします。

札内青葉保育所は後ほど民営化のスケジュールの中でもご説明申し上げますが、今年度から準備を進め、平成21年度には指定管理者との引継ぎ保育を開始して、平成22年度から民営化するという計画であります。

札内南保育所につきましては、平成22年度から民営化の準備を進め、財産処分の制限期間を過ぎた平成25年度ないし、平成26年度を目処に民間に移管した上で、移管法人による施設整備を行うという計画であります。

次に8、民営化の進め方ではありますが、民営化を進める際に、慣れ親しんだ保育士が一斉に入れ替わることは、児童にとって大きな心の負担となりますので、指定管理者側の保育士と町の保育士が合同で保育にあたる引継ぎ保育を実施してスムーズに移管ができるよう、児童や保護者に対して十分な配慮を行う方針であります。

また、保護者に対して積極的に情報を提供すると共に、十分な説明と話し合いを行い、保護者と指定管理者と行政が一体となった新しい保育所作りを目指してまいります。

9番目、職員の処遇についてであります。民営化を導入する保育所に在職する正職員の保育士につきましては、他の直営保育所などへの配置換えを行います。臨時職員につきましては、本人の

意向に応じて指定管理者側において、正職員として継続雇用をされることを条件として協議してまいります。

最後に10番目、民営化の推進についてであります。今回の民営化計画を策定するにあたりましては、保育士8名を含む12名の委員により、内部検討を行うと共に、企画室、総務部、教育委員会などの担当者による保育所民営化推進組織を設置して、それぞれの立場からの意見などを集約してまいりましたが、今後とも関係機関との協議を行いながら、本計画の具体的な実施方針となります。民営化推進プランを策定してまいります。

この民営化推進プランには、指定管理者の選定基準や提供する保育サービスの内容、運営の具体的な条件等を盛り込む予定であります。

最後の7ページには参考資料といたしまして、今後5年間の民営化のスケジュールを掲載しております。

主な内容を申し上げますと、これまでに、民営化計画に関する保育士への説明と職員組合提示を終えておりますが、今後、広報10月号やホームページによりまして、住民の皆様へ計画概要をお知らせするとともに、10月中には保護者への説明会を開催し、保護者の意見や要望事項を取りまとめの上で、民営化計画を確定し、具体的実施方針を策定していく予定であります。

平成20年の1月には新年度入所児童の募集を開始いたしますが、実際に指定管理者によって管理運営が開始されるのは、平成22年度からでありますので、計画の公表、意見聴取から運営の開始まで2年以上の時間的な余裕を見ております。

平成20年度には6月定例会において、必要な保育所条例の改正をお願いし、選定基準や公募要項を制定したうえで、7月には指定管理者の公募を開始する予定であります。

その後10月には指定管理者候補の選定を終えて、12月の定例会において正式決定をお願いし、指定管理者から保護者への保育方針等の説明を行います。

また、新年度入所児童の募集開始前には町と保護者、指定管理者による三者協議会組織を設立し、定期的な意見交換の場やチェック体制を明確にしたいと考えております。

平成21年度には、指定管理者側の保育士と町の保育士が合同で保育にあたる、引継ぎ保育を1年間の予定で実施し、終了後には保護者との意見交換を行いスムーズな移管が出来るよう、児童や保護者に対して十分な配慮を行うと共に、指定管理者による苦情解決の体制を整備してまいります。

平成22年度からは指定管理者による管理運営が開始されますが、定期的な調査や、保護者アンケートを実施するなどして、明確なチェック体制を築いてまいります。

以上で私からの説明を終了して、引き続き、係長の亀田より保育所運営の費用等についてご説明申し上げます。

○委員長（中野敏勝） 亀田係長。

○児童福祉係長（亀田貴仁） それでは、私から計画の3ページですね、4番、町立認可保育所運営に要する経費のところ、課長からご説明ありましたけども、それに関しまして詳細の経費の部分をご説明させていただきます。

それではですね、説明の中身としましては、資料1、2、3とお手元にあるかと思いますが、そちらに基づきましてご説明をさせていただきます。

まずですね、資料1の平成18年度常設保育所補助基準額でございますけども、ことちらが、先ほど3ページでもご説明いたしましたとおり、国で定めた基準に基づく保育に必要な経費となります。

こちらにつきましては、先ほどの課長の説明にもありましたけども、各保育所の定員に応じまし

て年齢ごとに単価が定められておりまして、この表につきましては、18年度に実際に在籍しておりました児童数をもとに計算しております。ですので、このケースとしては18年度の保育に必要な経費ということになります。

そこで先ず上からいきますと、中央保育所、こちらにつきましては、定員90名となっておりますが、7月から3月までの児童の在籍によりまして、表の一番右側、上にございます中央保育所計というところですけども、こちらの39,348,740円、これがこの保育所の運営に要する経費ということになります。

以下、同様にいたしまして、青葉保育所、北保育所、南保育所、さかえ保育所と同様に児童数を基に算出したものが右側に合計として出ておりまして、それらの全ての合計が一番下の全保育所計ということになります。これが町の5ヵ所の認可保育所全て合計して出しますと、国の保育所の運営費単価としましては257,473,540円ということになります。

なお、この18年度の保育所の経費につきましては、現在、さかえ保育所が建て替えによりまして、定員120名となっておりますが、18年度の実績で算出しておりますことから、さかえ保育所につきましては定員60人での試算となっております。

続きまして、資料の2番目をご覧ください。

こちらにつきましては、平成18年度の常設保育所に係る、決算見込額を計上してございます。

左側にありますとおり、4、共済費というところから、19、負担金補助及び交付金という部分がありまして、その下に合計がございまして、それが、常設保育所費の合計金額となっております。それを保育所ごとに分けて記載しております。

その他、小計欄の下ですけども、12款、人件費から常設保育所に配置されております職員の人件費を計上しております。このため小計欄とこの人件費を足した額が、保育所の総体の経費ということになるかとおもいます。

それで、今回、計画の中で青葉保育所をですね、最初に指定管理者制度を導入したいという考えでおりますことから、青葉保育所を基準に、ご説明させていただきたいと思っております。

青葉保育所につきましては、小計欄と人件費欄を合算いたしますと、合計Aの欄の青葉保育所は81,372,832円、こちらが18年度決算見込みであります、青葉保育所の運営費の経費となっております。

これに対しまして、指定管理者制度導入になりますと、保育の委託という形になってまいります。その委託料の算出につきましては、先ほど資料1でお話をいたしました、国の補助基準額が基本となっております。このため、青葉保育所の国の基準額でいたしました18年度の決算額の額が58,474,540円となりますことから、委託料の基本はこの額になります。

この他、現行の保育につきましては、障害児等の対応によりまして、臨時職員を加配する体制をとっておりますことから、現在、18年度の青葉保育所の加配分としまして、臨時職員2名分を加配いたしまして、さらに400万、人件費分の400万を加算をして、その結果、委託料の今の試算では62,474,540円という想定をしております。このため、合計Aの欄でかかっていた実際の経費に対して、委託によりまして経費Bの欄、そちらにすり替わることからA-Bということで、実際の民営化によりまして経費の効果としては一番下でございます18,898,292円、これが効果額になることとなります。

それから、先ほどご説明もいたしましたとおり、正職員につきましては、配置換えと、他の保育所に配置換えとなることから、単純に単年でこの分の経費の削減という形にはなりません。

この青葉保育所につきましては、18年、5人の正職員がおりましたことから、その分が他の保育所に配置換えになりまして、そのため、臨時職員の雇用がなくなると、そこで5人の臨時職員が削減の効果となるかと思えます。それで5人の臨時職員、一人200万と想定いたしますと、1,000万円が人件費の削減分になってくるかと思えます。

続きまして、資料3の方のご説明をさせていただきたいと思えます。

今、資料2でご説明いたしましたのは、18年度決算で、18年度に指定管理者へ移管した場合で数字を出しておりますけども、実際につきましては、この後、22年から移管という考えでおりますので、保育所運営経費の推移について、民営化の状況にあわせて試算をしたものが、この資料3になります。

こちらの額につきましては、基本ベースは18年度の決算見込みの額をベースとしております。

こちらでご説明させていただきますのは、平成21年度のところをご覧いただきたいと思えます。

18年度の部分はそのまま決算額、見込み額を載せておりますが、21年から移管した想定して考えてまいりますと、この表の左側にあります4番の引継ぎ保育委託料、というのが先ず発生してまいります。21年度にこの表の想定上は1年間の保育ということで、一時保育を想定しております、そこで臨時職員が4名辞めますが、引継ぎ保育ということで民間からの保育士を入れて引継ぎを行います。それに係る経費がこの保育、引継ぎ保育委託料となっております。

そして、翌年度からは完全に指定管理者に移行することになりますので、引継ぎ保育料はなくなりまして、その代わりに、指定管理委託料ということで先ほどの資料2にありました経費が加算される形になります。

続いてその下の方におりまして、備考の1の欄、今ご説明したところになります。引継ぎ保育が21年から始まって22年から完全に指定管理者の開始です。その下にあります、前年経費との差の部分ですけども、21年度の差につきましては、21年に指定管理者を引き継ぎ保育をですね、しなかった場合の額としたときの額との差をだしております。それで上から7行目のところの保育所運営経費の計とございますけども、この計が移管後の計となっておりますので、移管しなかった場合との比較で前年との差は400万という書き方をしております。

以下、22年度以降につきましては、保育所運営経費の合計、この額の前年経費との差額、この額の差がそれぞれ記載されております。その結果で申しますと、最初、21年につきましては引継ぎ保育の開始によりまして400万円がプラスで支出する形になります。続いて22年度につきましては、完全に民間へ移管しますけども、先ほどお話ししましたとおり、正職員が配置換えという形になりますので、効果としては臨時職員の賃金分の効果ということになりますので、まだマイナスとはならず、ここの22年の段階でも、11,621,481円が支出のプラスということになります。

続きまして、23年度以降、23年度につきましても、まだ減額にはなりません、24年度の段階で正職員がここで退職が始まってまいりますので、その部分で△15,579,111円と、効果がここから表れるてまいります。

基本的には指定管理者移管につきましては、移管のタイミングであればですね、保育士が移管された保育所から他の保育所に配置換えになりますので、それによって臨時職員の補充をしないという形がありますけども、移管にならないタイミングのときにつきましては、その正職員が辞めた際には、臨時職員を補充するという形で試算をしております。

その結果、31年の欄を見ていただきたいのですが、31年の欄につきましては、前年との経費の差がここで3,300万でございまして、21年から31年までの経費の差の合計額につきましては、

108,083,334円と効果が1億を超える形になります。

なお、一番下に、正職員が退職した場合に不補充もしくは臨時職員の補充による効果額とい形で、抜粋して書いております。現状で定年退職を予定しているのが、最初に出てくるのが22年度に1名、そして24年度に2名というような形で、退職を予定しております。

なお、この資料3の中の算出根拠という下の方に備考欄があるのですが、ここの5番にありますとおり、民設民営による保育所については国の保育所運営費負担制度により、町費負担は4分の1となるが、歳入分は算入していないと書いてございます。これはなんのことかと申しますと、今、想定上、この表では26年に南保育所を民間へ移管すると。指定管理者制度ではなく、民設民営という形で移管するという考えでおります。そのため、そういった試算をしたのですが、ここで申しますと、実際に南保育所の委託料として26年度に67,442,320円という委託料が形状されておりますけれども、この委託料のうち、4分の3が国、道の負担金が出てまいりますので、実際には4,600万円ほどが歳入で入ってくる形となります。そのため、実際の効果としては、毎年26年以降につきましては、更に△の4,600万円ほどでるかと思われまます。

私からの説明は以上です。

○委員長（中野敏勝） 説明が終わりましたもで、この点についての質疑があればお受けしたいと思ひます。

質疑ありませんか。

なければ、次にもう一点、民生部からございますので、民生部長ほうからご説明願ひます。

○民生部長（新屋敷清志） 皆さんお疲れのところ大変申し訳ございません。

一点ですね、お話をさせていただくことがありまして、お話をさせていただきたいと思ひます。

障害者福祉サービス関係についてなんですけれども、新聞報道等でご存知の方も多いいと思ひますけれども、NPO法人のフリーダム十勝というところがですね、不正受給をしているのではないかというお話がありまして、盛んに報道されているのですけれども、この点について、若干ご説明させていただきたいと思ひます。

経過については、ここにつきましては、特定非営利法人の障害者家族地域生活支援事業所フリーダム十勝という正式名称なんですけれども、事業所の指定になったのが昨年10月の、4月1日に支援法が設立されてすぐになりまして、そこから、事業を受けています。経営につきましても居宅介護だとか重度訪問介護、行動援護など十勝ではこれだけやっていたいでいる業者なんですけれども、これらをやってきていただひておりました。

帯広市に住所をかまえておりました、帯広市に6カ所と、あと、管内では音更、幕別、芽室、清水、本別、足寄の6カ所というハウスがありまして、合計で12カ所ぐらいいありまして、公示をしている人数につきましては、合計で今年の4月では259人ぐらいいおりました。

幕別町につきましては、札内にハウスがありまして、24人ぐらいいの方が利用されているところだす。

ここです、1月の17日に各報道機関だとか町だとかにですね、不正受給しているのではないかという投書が入りまして、その中で私達ちも調べておりました。

2月1日に、幕別町も調査をしまして、不正受給があるかないかということをやったのですが、その当時は難しくて無いいような状況だったんですけれども、その後、いろいろ調べてきた段階で、2月5日の日にですね、皆さんご承知のとおり、理事長をされている方が、いなくなられまして、その後、10日、2週間ぐらいいしてから亡くなられたたというのが新聞にでてたんですけれども、その方が

主に受給だとかを一手に引き受けていたので、事情説明だとかも聞けなくなったものですから、私たちが調査の中で、ちょっと難しいところがあったんですけども、その中で、十勝支庁においても、支庁管内に沢山あるものですから、一緒になって調査をしようということで、4月に第3回目の管内で集まりまして、調査会議を実施しております。

それとこの4月にはですね、児童虐待もしていたのではないかとということがあったものですから、その調査をしましたところ、関係者に聞いたら、その児童虐待については無かったということで聞いております。

その後7月の30日になりまして、十勝支庁から検査の結果、不正受給がありそうだということで、町村でも会議を開いて、第4回目の会議を開いてやったんですけども、障害者自立支援法の50条にある不正受給の場合は指定取り消しをしなければならないというようなことがありまして、これは十勝管内でこの業者しかやっていないという事業も沢山ありまして、今、困っているものですから、その後の対応策なども今、検討してですね、親の方、保護者会の方にもNPO法人を設立したいだとかですね、きているんですけども、その辺については、まだ定かではないんですけども、今後対応していかなければならないという状況になっています。

それと、今日ですね、十勝支庁の方で、この法人に対して、聴聞というのを開いていますして、本当にどうということなのかというのを、今日聞いております。その結果ですね、不正受給がわかりましたら、なんだかの処分をフリーダム十勝に対してしなければならないということで、考えております。

来週、9月の13日に町村職員また集まりまして、十勝支庁からこの内容等、再度、どのようなことをしていたかということも聞くことになっておりまして、今後、13日の日にははっきりと皆様方には公表もされるのではないかと思いますので、その時点では新聞等をご覧になればわかるのではなかというこで思っております。

以上、現在のフリーダム十勝の状況でございますが、今後、何れにいたしましても、フリーダム十勝が無くなっていくと、せっかくサービスを受けれるところがなくなりますので、新しい受け皿とかも検討していかなければならないと思っております。

以上です。

○委員長（中野敏勝） この説明について、質問がなければ、暫時休憩いたします。

（15：07 休憩）

（15：08 再開）

○委員長（中野敏勝） 休憩をといて会議を再開します。

次にその他の部分で、閉会中に実施予定の道外行政視察に係る継続審査項目を決めたいというふうに思います。

このことについては、事務局の方から説明をいたします。

課長。

○議事課長（横山義嗣） それでは私の方から説明させていただきます。各委員のお手元にですね、道外研修視察計画書案というのを配布しております。

日程の方は、先の委員会で決定していただいておりますように、10月16日から10月19日ということで、決定しております。

視察先につきましては、先ず、10月16日、第1日目なんですが、岐阜県多治見市を予定しております。この日は出発の日ですね、時間的に大変厳しいことにはなっておりますが、先方とも連絡

をとっておりますので、何とか実施をしていきたいと思っております。

2日目につきましては、子育て支援に関しまして、これは三重県鈴鹿市の方に行く予定としております。

3日目につきましては、同じく三重県の伊勢市ということで予定しております。研修項目につきましては、研修事項の1にかいてあるとおりで。

4日目の10月19日に関西空港から帰ってくというのが日程で、かなりのハードスケジュールになっていますが、このような日程で進めさせていただきたいと思っております。

これにともないまして、閉会中の所管事務調査事項をこの研修に合わせまして、決定していかなければならないということになっています。

これは委員会条例に、この調査項目の決定がなければ委員の派遣ができないということになっておりますので、それに合わせまして、その下にですね、すでに原稿としてですね、仮に作ったものを用意させていただいております、閉会中の継続調査による事件といたしまして、(1) 社会福祉に関する事項、(2) 児童福祉に関する事項、(3) 身体障害者福祉に関する事項、(4) 環境衛生に関する事項、(5) については、ここにも調査項目にのっておりますが、実際にはできるかどうかちょっと確認取れてませんので、(1) から(4) をですね、閉会中の継続調査事項ということで進めていきたと思っておりますが、皆様のご意見をお聞かせいただきたいと思います。

○委員長(中野敏勝) 委員の皆さんから何かございますか。

増田委員。

○委員(増田武夫) 視察先の資料などをいただけますか。

○委員長(中野敏勝) 課長。

○議事課長(横山義嗣) 視察先の資料につきましては、視察前までに、こちらのほうで用意して、予め勉強できるような形で事前に渡したいと思っております。

○委員長(中野敏勝) その他に。牧野委員。

○委員(牧野茂敏) 4つが所管事務調査になるのですか。

○委員長(中野敏勝) 課長。

○議事課長(横山義嗣) 行政視察に係ります所管事務調査項目としては、そこに書いてある1番から4番までということで、議決を頂かないと視察に出かけれないということになりますので、この他にですね、こちらの方で所管事務調査事項があれば出していただいて、議決をする必要があるということになります。

○委員長(中野敏勝) その他何かありあます。

(なしの声あり)

○委員長(中野敏勝) なければですね、次回の委員会の開催について、いつがよろしいですか。

永井委員。

○委員(永井繁樹) まことにせんえつですが、提案をさせていただきたいんですが、事務局の準備もあると思っておりますので、12日のですね、昼をまたぐとやりづらいものですから、午後から、集中してやったらいいのではないかと、1時半ぐらいからはどうでしょうか。

○委員長(中野敏勝) 12日の午後からということで、いかがでしょうか。

水曜日ですね、一般質問の前になりますけども。13時30分からはいかがでしょうか。

(はいの声あり)

○委員長(中野敏勝) 他にありませんか。

なければですね、本日の委員会をこれで終わりたいと思います。

なお、次回の委員会を12日、午後1時30分からということで、よろしくお願いいたします。

(15：14 閉会)